

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 25日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県高砂市梅井5丁目6番1号

氏名 AGC株式会社関西工場高砂事業所

事業所長 亀苔 泰夫

電話番号 079-447-1882

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	AGC株式会社関西工場高砂事業所
事業場の所在地	兵庫県高砂市梅井5丁目6番1号
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	その他のガラス・同製品製造業 [2119]
②事業の規模	別紙のとおり (別紙: 計画書1頁参照)
③従業員数	"
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	"

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり（計画書3頁参照）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	【別紙】のとおり (別添2参照)	t
	(これまでに実施した取組 特になし)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	【別紙】のとおり (別添2参照)	t
	(今後実施する予定の取組 特になし)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	【別紙】のとおり (別添2参照)	t
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		
①現状	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	【別紙】のとおり (別添2参照)	t
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	【別紙】のとおり (別添2参照)	t
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	【別紙】のとおり (別添2参照)	t
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	【別紙】のとおり (別添2参照)	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	【別紙】のとおり (別添2参照)	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	【別紙】のとおり (別添2参照)	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			

## (第5面)

②計画	<p><b>【目標】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> <tr> <td>優良認定処理業者への 処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> <tr> <td>再生利用業者への 処理委託量</td><td colspan="2">【別紙】のとおり (別添2参照)</td></tr> <tr> <td>認定熱回収業者への 処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> <tr> <td>認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> </table> <p>(今後実施する予定の取組) 特になし</p>			特別管理産業廃棄物の種類			全処理委託量	t	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	再生利用業者への 処理委託量	【別紙】のとおり (別添2参照)		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
特別管理産業廃棄物の種類																					
全処理委託量	t	t																			
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t																			
再生利用業者への 処理委託量	【別紙】のとおり (別添2参照)																				
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t																			
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t																			
<p><b>【前年度(令和3年度)実績】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物 排出量 (ホリ塩化ビニル廃棄物を除く。)</td><td>286</td><td>t</td></tr> </table> <p>(今後実施する予定の取組) 自社並びに契約中の処理業者も電子マニフェスト導入済み</p>			特別管理産業廃棄物 排出量 (ホリ塩化ビニル廃棄物を除く。)	286	t																
特別管理産業廃棄物 排出量 (ホリ塩化ビニル廃棄物を除く。)	286	t																			
<p>※事務処理欄</p>																					

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 産業廃棄物処理計画書別紙

## 1. 当該事業場の概要

(1) 製造及び廃棄物発生・処理フローシート

AGCは図1を参照。

(2) 連絡先

担当者 : AGC株式会社 高砂事業所

環境安全保安室 北山 香織

電話番号 : 079-447-7304

## 2. 計画期間

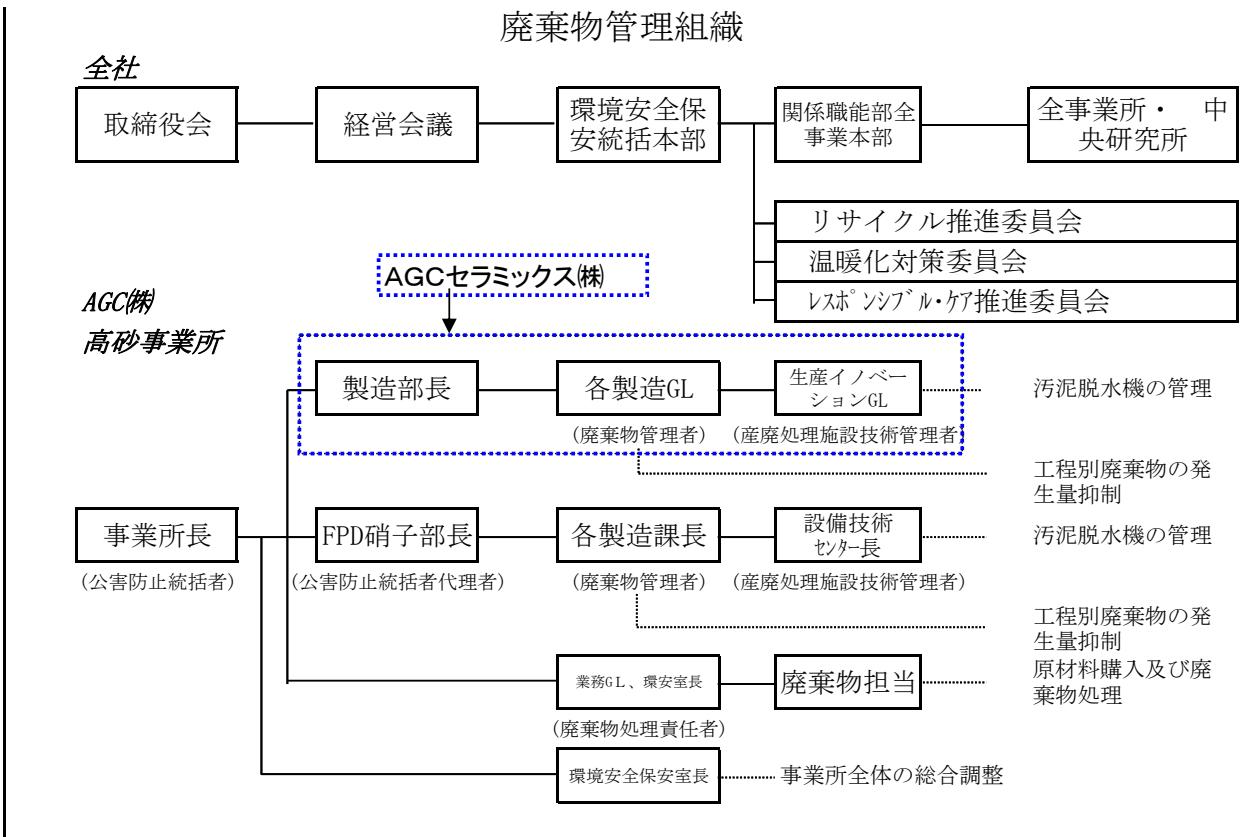
令和3年4月1日から令和4年3月31日 (処理計画実施状況)

令和4年4月1日から令和5年3月31日 (処理計画・今年度目標)

## 3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属 : 高砂事業所 職 : 所長
廃棄物担当	組織名 : 環境安全保安室 職・氏名 : 室長
役割	○環境方針、環境目的・目標、環境改善推進計画、内部環境監査計画の作成・設定 ○環境改善推進計画の進捗結果、内部環境監査結果の審議 ○環境管理システムの運用 ○法規制等の順守・評価状況確認 ・委員長一所長・委員一環境管理責任者、各部門長(部長)等
	○環境改善活動の取組みに関する基本理念、基本方針の策定 ○事業所の環境目的及び環境目標の決定。 ○「環境管理要綱」「事業所環境改善推進計画」の承認 ○環境関連法規で定められた責任者、管理者の任命
	○環境マネジメントシステムの確立、実施、維持、改善 ○「環境管理要綱」「事業所環境改善推進計画」の作成 ○環境管理に関する各種2次規定の承認
	○廃棄物適正処理方法の決定 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告書作成 ○その他廃棄物処理に関する事項



## (2) 管理体制の強化

ISO14001によるマネジメントシステムを構築し、管理体制を強化している。

所長、環境管理責任者、各部門長等による環境管理委員会を組織し、環境方針、環境目的及び環境目標、環境改善推進計画等に関する審議・策定を行う。

また、内部環境監査グループにより、各部署のマネジメントシステムの運用状況、環境改善推進計画の進捗状況等の監査を実施し、継続的な維持、改善を図る。

## (3) 教育・研修

ISOの環境教育訓練規定に則り、部門別、階層別、目的別教育を実施している。

廃棄物に関しては、各部署において分別基準、適正管理についての基礎教育を実施するほか、廃棄物管理業務従事者に対しては、部署長あるいは環境管理責任者より関係法令、規定類、取扱方法などについての特別教育を行う。

また、協力会社、取引先に対しても、ISO14001の活動への協力を依頼している。

## (4) 情報公開

全社の環境に対する取組みを「本社ホームページ WEB」にまとめ公開している。

更に事業所環境方針もステークホルダーに公開している。

## 4. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

### (1) 基本的事項

#### ①環境基本方針 (AGCグループ)

地球環境の保全に積極的に貢献していくことは、地球社会において事業を展開する企業の基本的責務である。

#### ②環境行動基準 (AGCグループ)

環境関連法令を遵守するとともに、常に環境の保全に留意し、技術開発、設計、生産、販売、回収に至るまで各段階における環境に対する負荷の低減に関する会社の施策に協力する。

### ③産業廃棄物対策への取組み方針（A G C グループ）

当社は、化学品、ガラス、及びセラミックスなどの比較的大量の産業廃棄物を排出する事業を行っており、産業廃棄物の削減に積極的に取り組むことが社会的使命であると考えている。

### ④環境方針（高砂事業所）……別添「環境方針」参照

⑤上記方針等に則り高砂事業所としては、廃棄物処理について次に掲げる事項を重点的に実施している。

イ. 事業所内リサイクル推進による委託処理量の抑制 (ex. A G C セラミックス(株)集じんダスト)

ロ. 社内及び関係会社も含めたリサイクル推進による委託処理量の抑制

ハ. 埋立処分、焼却処分のものについての再生利用ルートの開拓、確保

## （2）廃棄物処理の現状

①当事業所から発生する廃棄物の内主なものは、F P D（フラットパネルディスプレイ）の生産工程から発生するガラス屑及び汚泥であり、今後の見込みについては市場需要の変動等流動的因素が多いが、昨年同様に推移すると予想される。

② 産業廃棄物の種類別の発生及び処理フローは別紙フローシート（図1）のとおりである。

## （3）廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

本社のC S R室において、定期的に環境関連の法令等について情報収集を行い、各事業所の関係部署にメールにて情報提供を行っており、本社の資材・物流センターや継続的取引を行っている産廃関係取引先からも情報の入手等行い業務に活用している。

また、兵庫県環境保全管理者協会の廃棄物分科会の会員として、定期的に講演会等に参加し、情報の収集を行っている。

## （4）中長期的課題

I S O 1 4 0 0 1 のマネジメントシステムの運用を強化し、廃棄物の最終処分量削減に関する全社目標の達成を目指す。

## 5. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

### <具体的取組>

前述のとおり、当事業所で発生する産業廃棄物の内主なものは汚泥とガラス屑であり、F P Dの生産が堅調に推移すると必然的にこれらの発生が多くなると思われる。

技術の向上による良品率アップについては、極めて難しい面があるがチャレンジし発生量の抑制に努めていく事したい。

またSDG s の12『つくる責任 つかう責任』に沿って、工場内で分科会を結成し、環境負荷低減に向けて活動を開始している。

## 6. 産業廃棄物の分別に関する事項

### <具体的取組>

I S O 1 4 0 0 1 の規定に、廃棄物の分別と保管に関する基準を定め、それに従って、工程毎に発生するものをそれぞれ分別保管する。

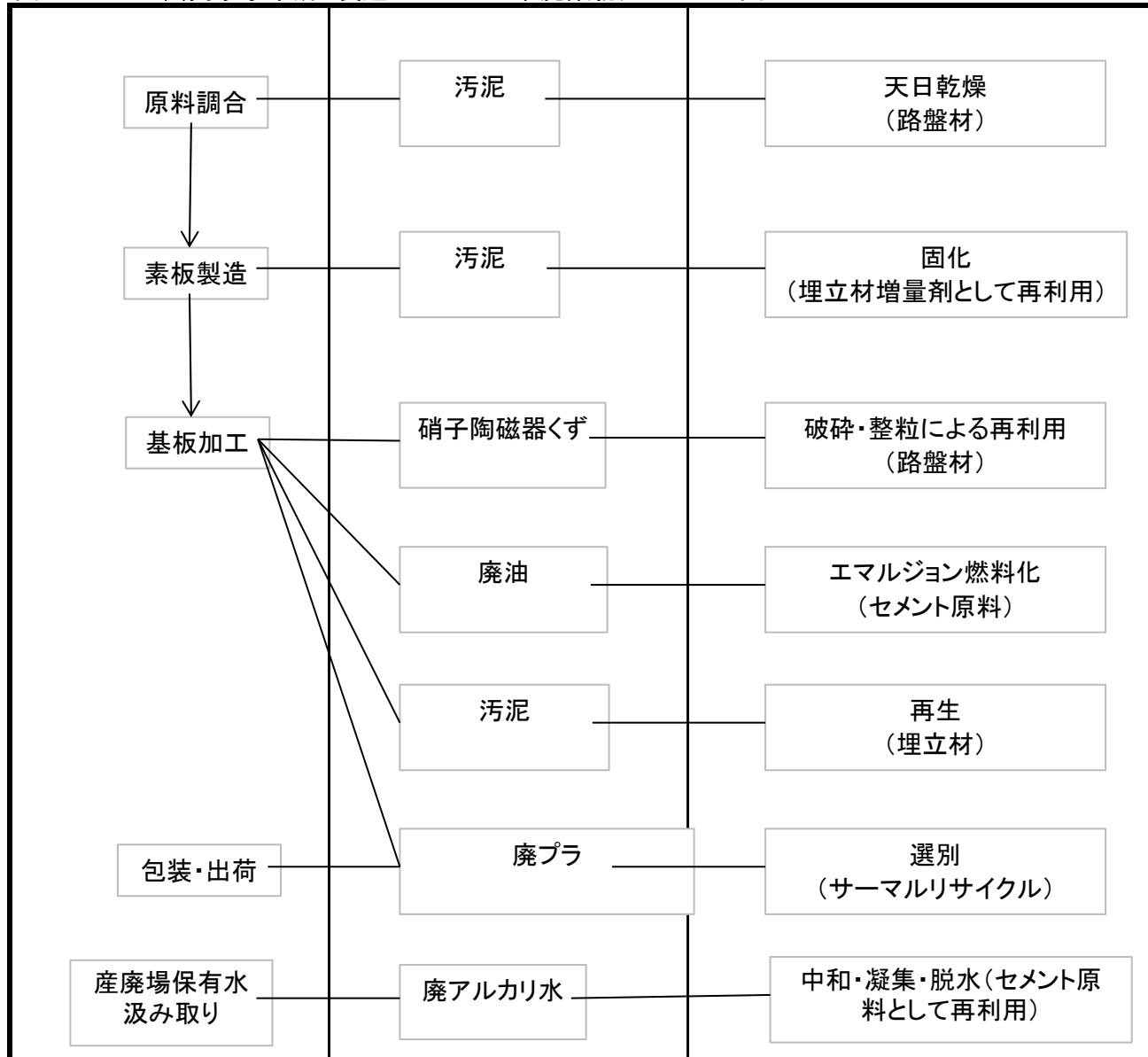
## 7. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

### <具体的取組>

数量の多いガラスカレット屑については有価物(売却)への転換を随時検討及び実施中です。

要請のある企業等にサンプル提供を行い随時鋭意検討中でしたが一部売却が進んでいます。

図1 AGC株高砂事業所 製造フローシート、廃棄物処理フロー図



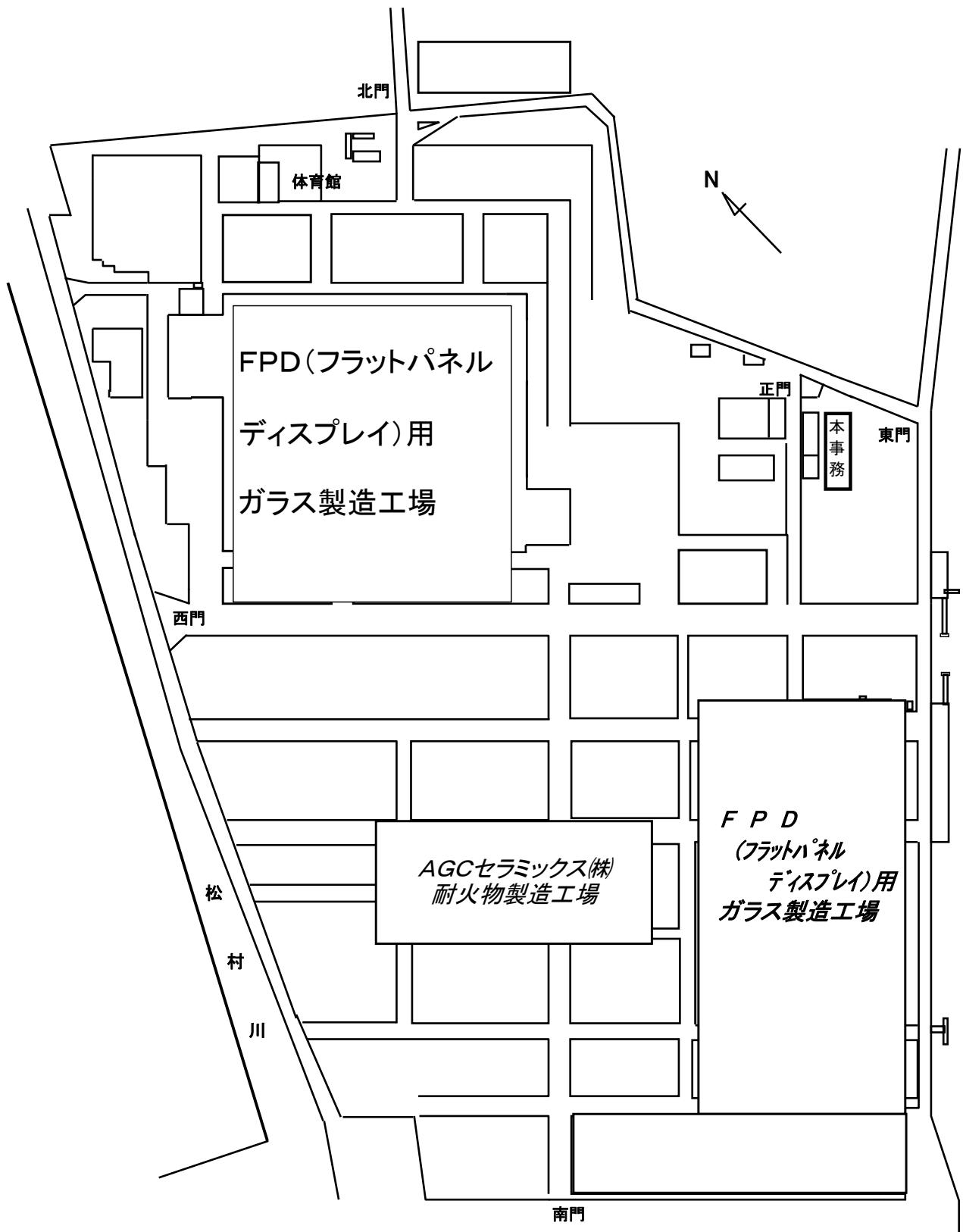


図2 工場配置図

## 別添2

特別管理型産業廃棄物の排出の抑制に関する事項(実績)

○現状 前年度(令和3年度)実績

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	廃PCB等
排出量(t)	0	108	178	0	0

○計画 目標(令和4年度)

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	廃PCB等
排出量(t)	0	153	161	0	0

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

○現状 前年度(令和3年度)実績

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	廃PCB等
自ら再生利用を行った量(t)	0	0	0	0	0

○計画 目標(令和4年度)

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	廃PCB等
自ら再生利用を行った量(t)	0	0	0	0	0

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

○現状 前年度(令和3年度)実績

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	廃PCB等
自ら熱回収を行った量(t)	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した量(t)	0	0	0	0	0

○計画 目標(令和4年度)

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	廃PCB等
自ら熱回収を行った量(t)	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した量(t)	0	0	0	0	0

自ら行う産業廃棄物の埋め立て処分又は海洋投入処分に関する事項

○現状 前年度(令和3年度)実績

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	廃PCB等
自ら埋め立て処分又は海洋投入処分を行った量(t)	0	0	0	0	0

○計画 目標(令和4年度)

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	廃PCB等
自ら埋め立て処分又は海洋投入処分を行った量(t)	0	0	0	0	0

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○現状 前年度(令和3年度)実績

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	廃PCB等
全処理委託量(t)	0	108	178	0	0
優良認定業者への処理委託量(t)	0	108	178	0	0
再生利用業者への処理委託量(t)	0	108	178	0	0
認定熱回収業者への処理委託量(t)	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0	0	0	0	0

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○計画 目標(令和4年度)

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	廃PCB等
全処理委託量	0	153	161	0	0
優良認定業者への処理委託量(t)	0	153	161	0	0
再生利用業者への処理委託量(t)	0	153	161	0	0
認定熱回収業者への処理委託量(t)	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0	0	0	0	0

# 関西工場 環境方針

## 基本方針

持続可能な社会の実現に貢献しよう

## 行動指針

1. 法令・条例・協定に基づく規制・基準を順守します。
2. 環境リスクの低減を図り、環境汚染・環境事故の予防を推進します。
3. 環境負荷低減に取り組み、環境保護に努めます。
4. 環境マネジメントシステムの継続的改善に努めます。
5. 十分な教育と訓練を実施し、SDGs マインド向上に努めます。
6. 工場環境方針と環境管理実施状況は、必要に応じて公表します。

2022年 1月 1日  
AGC株式会社関西工場  
工場長 亀苔 泰夫